



## 住民税務課 からののお知らせ

住民チーム TEL 0994-22-3039

### ごみ袋の値段改正

錦江町衛生自治団体連合会では、販売指定店を通じてごみ袋を販売していますが、ごみ袋の原材料や加工に伴う人件費等の高騰により、右記のとおり平成29年4月1日より値上げいたします。

販売により出た益金は、ごみステーションの維持管理費に充当されますので、ご理解とご了承をお願いします。

品名	旧価格(税込)	新価格(税込)
可燃大	180円	190円
可燃小	120円	130円
不燃大	180円	190円
不燃小	120円	130円
資源大	180円	190円
資源小	120円	130円
生ごみ小	220円	230円
生ごみ特小	160円	170円

### 合併処理浄化槽設置に対し補助金交付制度が変更になります

町では、合併処理浄化槽を新たに設置する場合に、費用の一部を補助金として交付します。設置前に住民税務課までお問い合わせください。

なお、町内業者と町外業者では、補助金が異なりますのでご注意ください。各人槽に対する補助金は、次の通りです。

人槽区分	補助金額	
	町内業者の施工	町外業者の施工
5人槽	432,000円 (532,000円)	382,000円 (482,000円)
6～7人槽	514,000円 (614,000円)	464,000円 (564,000円)
8～10人槽	648,000円 (748,000円)	598,000円 (698,000円)

※( )は、単独処理浄化槽を撤去して、合併処理浄化槽に入れ替える場合の補助金額

※「農業集落排水整備事業」の実施区域は、対象外です。

※補助金は予算の範囲内で実施します。予算額に達した場合で終了となりますので事前にご確認ください。

【お問い合わせ】 住民税務課 住民チーム TEL 0994-22-3039



## 住民税務課 からののお知らせ

税務チーム TEL 0994-22-3037

### バイク・トラクター・軽自動車等の廃車や変更届は3月末までに！！ ～軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（または使用者）に課税されます～

バイクやトラクター、軽自動車等の廃車や名義変更等をご検討されている場合、3月末までに変更しなければ、4月1日より1年分の軽自動車税を支払うこととなります。お手続きは、車両によって手続きの場所が変わるため以下をご確認ください。

車両の種類	手続きの場所	必要な物 ※手続き内容により異なります
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原動機付自転車 (125cc以下のバイク)</li> <li>● 小型特殊自動車 (トラクターやフォークリフト等)</li> <li>● ミニカー</li> </ul>	<b>【錦江町役場】</b> 本庁住民税務課 支所住民生活課	<b>【登録】</b> * 車名・車体番号がわかるもの * 所有者の印鑑 <b>【廃車】</b> * ナンバープレート * 所有者の印鑑
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 軽自動車 (四輪)</li> <li>● 軽自動車 (二輪) (125cc超え 250cc以下)</li> <li>● 小型二輪 (250cc超え)</li> </ul>	<b>【鹿児島県軽自動車協会】</b> 鹿児島市谷山港 2-4-42 TEL 099-261-4011	<b>【名義の変更】</b> * 車名・車体番号のわかるもの * 新・旧所有者の印鑑

【お問い合わせ】 (本庁) 住民税務課 税務チーム TEL 0994-22-3037  
(支所) 住民生活課 税務地籍チーム TEL 0994-25-2511